武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による「救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号）の一部を改正する告示案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和８年６月４日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（救援担当）付

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）の一部を改正する告示案」について、令和８年４月24日から令和８年５月24日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、22件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見	御意見に対する考え方
１	建設型応急住宅の期間に関する規定について、20日以内等の具体的な数字の記載を削除するべきではない。	○救援の期間についてその終期は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の基準告示」という。）であらかじめ定めず、救援が必要となった都度、避難措置の指示の解除の状況、武力攻撃災害の状況などを総合的に勘案して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第２項に基づき、内閣総理大臣が定めるものとされております。 ○そのうえで、避難が長期化した場合、救援の指示を受けた日から20日以内に、都道府県知事が長期避難建設型応急住宅の設置を判断することは困難であるため、日数に関する記載は削除いたしました。ただし、避難住民等の生活再建のためには可及的速やかに供与する必要があることから、速やかに着工しなければならないとする規定は残すこととしました。

２	炊き出し等の、対象者を減らすの反対。	○「避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者」は、平成29年の災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の改正において削除された「住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を参考にした規定であるところです。 ○救援は、避難の指示に基づく避難先地域又は武力攻撃災害による被災者が発生した地域に対して、救援の指示を出して実施するものです。国民保護法は、縁故地等の避難先地域以外について、救援の指示を規定していないことから、当該規定の削除により対象が減ることはありません。 ○そのうえで、避難の指示に基づき救援の指示を受けた避難先地域に避難した避難住民等に関しては、本人の事情等による車中泊等の避難所に収容されていない者であっても、避難により炊事のできない状態に置かれていた場合には、食品の供与を受けることができるよう、「避難の指示に基づく避難」「により現に炊事のできない者」を追加しております。
３	今回の改正は何をしたかったのか概要説明資料がついてなくてパッと見分からない。概要説明資料つけて。	○いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
４	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（救援担当）付って、国民保護法所管しているのか。この業務って防災庁に所管されるのか。	○内閣府政策統括官（防災担当）付は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく「避難住民等の救援の事務」を所掌しております。 ○防災庁設置法案第４条第２項第２号において、防災庁がつかさどる事務として当該事務を規定しているところです。
５	救援の程度及び方法の決定に関する責任者は誰か。	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第10条第１項に基づき、内閣総理大臣が定める救援の程度及び方法の基準として、本救援の基準告示を定めております。
６	海外日本人コミュニティの戦略的活用に関する政策提言。	○御意見、ありがとうございます。

7	戦争反対。	○御意見、ありがとうございます。
8	金額がけち臭い。 物価の上昇に追いつかない。	○御意見として承ります。
9	武力攻撃事態等における国民保護の基準改正については、慎重な検討と、国民の権利および生活への影響を十分に考慮した見直しを求めます。	○いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	基準額の算定根拠の公表、食料・住宅・事務費に関する柔軟な加算制度、応急住宅提供の目安期限、本人確認書類による受付管理の原則化、身分証不携帯者への仮登録制度、避難所・応急住宅の防犯設備強化、CBRN等の特殊事態に対応する追加費目、救援対象者の明確化について、告示または運用通知等で具体的に示すことを求めます。	○いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	単なる費用基準の更新にとどめず、民の生命と生活を守るための制度として、国民の自由、生活、財産、地域自治、情報公開を守る観点を明確に反映することを求めます。	○いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
12	反対。真夏に高層マンションで停電して、40度の中にいる人たちも、内閣の名前で、見捨てられるのですか。	○御意見、ありがとうございます。

13	避難の死亡のお金より、避難で死なないことにお金を使わないのですか。	○御意見として承ります。
14	国民保護のための措置を講じる際、救援の効率化を理由に、個人の位置情報や属性情報を一元的に収集・活用するような枠組みを設けるべきではない。	○御意見、ありがとうございます。
15	行政側の効率的な管理や情報収集を優先し、国民の行動を制限・監視するようなスキームが導入されることは認められない。 政府がとるべきは、過度なデジタル管理体制の構築ではなく、国民が平時から安心して暮らせるための経済安定 と、そもそも有事を発生させないための現実的かつ慎重な外交政策の実行である。	○御意見、ありがとうございます。

※　取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。